

**【注意】**

・窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが、次の(1)又は(2)のいずれかの書類を窓口で提示してください。

※詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。

(1) 有効な許可証等の原本

(2) 窓口に来る会社等の従業員の①健康保険証(雇用主(申請者)の名称が記載されているもの) 及び ②運転免許証等の2点

個人事業主本人の場合は、②のみで可

事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県松山市〇〇町〇番〇号  
 〇〇開発株式会社  
 代表取締役 松山 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 (089)〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び

変更前の許可証に記載されている内容をそのまま記載してください。  
 (追加する内容はこの欄には記載しないこと。)

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを記載すること。)	汚泥、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上5種類(積替え又は保管を含む。)
変更の内容	取り扱う産業廃棄物の種類の追加 (紙くず、木くず、繊維くず)
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	別紙のとおり
変更に係る事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

今回の変更許可申請において追加する内容は、この欄に記載してください。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇かいほつ かぶしきがいしゃ 〇〇開発 株式会社	愛媛県松山市〇〇町〇番〇号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
まやま 太郎 松山太郎	S40.10.10 代表取締役	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
まやま はな 松山花子	S45.11.11 取締役	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
まやま じろう 松山二郎	S42.2.2 取締役	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇
まやま 一郎 松山一郎	S15.1.1 監査役	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇 愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行株式の 総 数	100 株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所
まつやまろう 松山太郎	S40.10.10	20 株	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇	
		20 %	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇	
まつやまさぶろう 松山三郎	S43.3.3	20 株	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇	
		20 %	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番地〇	
ゆうげんがいしゃ〇〇 有限会社〇〇 代表取締役 北条 四郎	H2.2.2	60 株	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番〇号	
		60 %		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本 住	籍 所
なかじまごろう 中島五郎	S50.5.5	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番	
	松山事業所長	愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番〇号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当する者でないことを誓約します。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号  
氏名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 松山 太郎  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(注)

- 1 申請者が法人の場合にあっては、申請者である法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。
  - (1)役員とは、法人に対し業務を執行する取締役等のほか、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者かを問わず、取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。
  - (2)取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者には、発行済株式の5%以上を有する株主又は出資額の5%以上を出資している者が含まれる。
  - (3)政令で定める使用人とは、本支店等又は継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、収集運搬又は処分若しくは再生に係る契約を行う権限を有する者を置くものの代表者である者をいう。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、申請者である個人又はその法定代理人若しくは政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを誓約するものです。

事業計画の概要

色を変える・下線を引くなど  
変更箇所が分かるように  
記載すること。

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

(1) 収集、運搬、処分の方法等

松山市内全域の店舗、解体現場、工場で発生する汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及びがれき類を、排出事業者との契約に基づきキャブオーバ又は脱着装置付きコンテナ専用車を用いて収集運搬し、積替え保管場所又は排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。

なお、水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないように収集運搬し、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。

(2) 保管行為の有無

有

2. 収

水銀使用製品産業廃棄物は水銀を使用していないものとの別の欄に記載すること。

性状は、「液状」、「泥状」、「粉状」、「固形状」等と記載すること。

運搬量等

又は保管を行う  
又は積替え又は保  
管を行う場所の所在地

予定運搬先の名称及び所在地  
(処分場の名称及び所在地)

追加  
追加  
追加

の	m <sup>3</sup> /月		及び所在地	管を行う場所の所在地	
1	汚泥 25t/月 m <sup>3</sup> /月	泥状	〇〇配管(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番地		A(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番〇
2	廃プラスチック類 3.5t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	〇〇自動車(株) 松山市〇〇町〇番地〇	松山市〇〇町 〇丁目〇〇	B(株) 伊予市〇〇町〇番地
3	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物) 0.5t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番地〇		C(株) 新居浜市〇〇町〇丁目〇の〇番地
4	紙くず 1t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	(株)〇〇建設 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号		B(株) 伊予市〇〇町〇番地
5	木くず 30t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	(株)〇〇建設 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号	松山市〇〇町 〇丁目〇〇	同上
6	繊維くず 1t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	(株)〇〇建設 松山市〇〇町〇丁目〇番〇号		同上
7	金属くず 50t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	〇〇自動車(株) 松山市〇〇町〇番地〇	松山市〇〇町 〇丁目〇〇	同上
8	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物) 0.5t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町〇丁目〇番地〇		C(株) 新居浜市〇〇町〇丁目〇の〇番地
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 3.5t/月 m <sup>3</sup> /月	固形状	〇〇自動車(株) 松山市〇〇町〇番地〇	松山市〇〇町 〇丁目〇〇	B(株) 伊予市〇〇町〇番地

備考 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類を記載すること。

変更箇所が分かるように  
記載すること。

できるだけ特定して記載すること。  
特定できない場合は「市内一円事業場」等も可



3.運搬施設の概要						
(1) 運搬車両一覧						
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考	
1	キャブオーバ	愛媛11ひ0000	3,900kg	〇〇開発株式会社		
2	キャブオーバ	愛媛41や0000	350kg	〇〇開発株式会社		
3	脱着装置付き コンテナ専用車	愛媛99り000	2,000kg	株式会社〇〇		
4						
5	車検証の 「車体の形状」 を記載		車検証の 「最大積載量」を 記載	車検証(令和5年1月4日以降発行分については「自動車検査証記録事項」に記載されている、 「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」を記載。 申請者自身が、その車両の所有者でも使用者でもない場合は、上記「所有者の氏名又は名称」を記載		
6						
7						
8						
9						
10						
事務所の所在地		愛媛県松山市〇〇町〇番〇号				
駐車場の所在地		愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇〇番地				
(2)その他の運搬施設概要						
運搬容器等の名称	色を変える・下線を引くなど 変更箇所が分かるように 記載すること。				容量	備考
ポリエチレン容器	汚泥			1000リットル		
鉄箱	金属くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類			2m <sup>3</sup> (幅1m×長さ1.5m×高さ1.2m)		
ドラム缶	金属くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、(水銀使用製品産業廃棄物)			0.25m <sup>3</sup> (直径60cm、高さ0.9m)		
フォークリフト	金属くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、木くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類				積替え保管場所で使用	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

(所在地) 松山市〇〇町〇丁目〇〇番地

①

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 以上2種類

- ・面積 60 m<sup>2</sup>
- ・積替えのための保管上限 36 m<sup>3</sup>
- ・積み上げることのできる高さ 1.5 m

②鉄箱(2個)

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

金属くず、廃プラスチック類 以上2種類

- ・面積 1.65m<sup>2</sup> × 2個
- ・積替えのための保管上限 2m<sup>3</sup> × 2個
- ・積み上げることができる高さ 1.2m

③鉄箱(2個)

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

木くず 以上1種類

- ・面積 1.65m<sup>2</sup> × 2個
- ・積替えのための保管上限 2m<sup>3</sup> × 2個
- ・積み上げることができる高さ 1.2m

追加

変更箇所が分かるように記載すること。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。



## 求積図

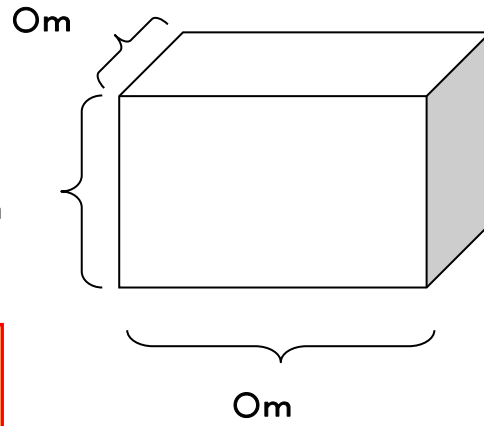
### 保管施設③

縦: 0m 横: 0m 高さ: 0m

面積:  $0 \times 0 = 1.65\text{m}^2$

容量:  $0 \times 0 \times 0 = 2.056 \dots \approx 2\text{m}^3$

0m



- ・変更のあった保管施設について記載
- ・容量の計算結果は、切捨てにしてください。
- ・小数点以下は 0~2 桁程度のいずれでも可

4.収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

色を変える・下線を引くなど  
変更箇所が分かるように  
記載すること。

(1) 車両毎の用途

脱着装置付きコンテナ専用車(愛媛99り〇〇〇)、キャブオーバ(愛媛11ひ〇〇〇)

性状が固形状である金属くず、廃プラスチック類、木くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類は、自社所有の鉄箱にて回収する、または直接荷台に積み込む。必要があるときはビニールシートで覆うなど、飛散流出及び悪臭発散等に留意して自社の積替え保管場所または排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

性状が固形状である紙くず、繊維くずは、自社所有の鉄箱にて回収する、または直接荷台に積み込む。必要があるときはビニールシートで覆うなど、飛散流出及び悪臭発散等に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

汚泥については、自社所有のポリエチレン大型容器(1000リットル)に回収し、排出事業者の重機で積み込み、ロープで移動しないよう固定するなど、飛散流出に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

キャブオーバ(愛媛41や〇〇〇〇)

がれき類(石綿含有産業廃棄物)については、他の廃棄物と混合しないように気をつけながら破碎しないよう手で積み込み、必要があるときはビニールシートで覆うなど、飛散流出に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」については、排出事業者が段ボール等で梱包した状態のまま、他の廃棄物と混合しないように気をつけながら破碎しないよう手で自社所有のドラム缶又は直接荷台に積み込み、必要があるときはビニールシートで覆うなど、飛散流出に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

フォークリフトは、運搬の効率性を考慮して保管の必要がある場合に金属くず、廃プラスチック類、木くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類を保管場所に積み降ろす際に利用する。

色を変える・下線を引くなど  
変更箇所が分かるように記載すること。

(2) 収集運搬業務を行う時間

夏期(4月~9月) 9:00~17:00

冬期(10月~3月) 9:30~16:00

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝祭日

(4) その他

従業員数内訳

〇〇年 〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	4人	3人	4人	1人	17人

## 5.環境保全措置の概要

## (1) 運搬に際し講ずる措置

産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物が飛散流出のおそれのない運搬車、運搬容器などを使用し、悪臭発散防止等にも留意する。

必要に応じて、荷台に積んだ産業廃棄物や運搬容器をロープ等で固定し、ビニールシートなどで覆うなど、飛散流出に留意して、積替え保管場所又は排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

がれき類(石綿含有産業廃棄物)については、他の廃棄物と混合しないよう運搬車の仕切られた場所に、破碎を防ぐため手で積み込む。また全面をビニールシートで覆い、飛散流出に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物である廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は排出事業者が梱包した段ボール等の形状のまま、他の廃棄物との混合に気をつけ、破碎しないよう手で運搬車等に積み込む。また全面をビニールシートで覆い、飛散流出に留意して排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

## (2) 積替え保管施設において講ずる措置

積替え保管の場所から産業廃棄物が飛散流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝などを設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うなどの措置をする。

また、保管基準を遵守し、適正保管量を超えないよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、積替保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心がける。

石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。

## (3) その他

各種産業廃棄物の取り扱い上の注意や不測事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育、訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、機会があれば県等の主催する講習会へも積極的に参加し、従業員の教育訓練に役立てている。

運搬容器等の名称	鉄箱	用途	金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず」 及「陶磁器くず」、がれき類
<b>注意事項</b> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 ・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。			<div data-bbox="967 416 1329 568" style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">色を変える・下線を引くなど 変更箇所が分かるように 記載すること。</div>
		撮影	〇〇年 〇月〇〇日

運搬容器等の名称		用途	
<b>注意事項</b> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 ・申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること。			
		撮影	

<input type="checkbox"/> 掲示板・保管施設全景・保管施設近景	保管 品目	
※次の(1)～(3)の写真(カラー)を添付すること。ただし、掲示板が作成されていない場合は、写真の代わりに掲示板の予定図を別途添付してもかまいません。		
あてはまるものを選択		
※変更許可によって掲示板に変更が生じる場合は 掲示板の写真又は作成案が必要		
②廃棄物の種類 ③管理者の氏名、連絡先、(管理を担当する者の氏名、電話番号) ④保管可能量(保管上限) ⑤最大積み上げの高さ(屋外で容器を用いない場合)		
(2) 保管施設全体が確認できる写真(少し離れた位置から全景を撮影したもの) ・複数方向から撮影すること		
(3) それぞれの保管場所が特定できる写真(保管施設の近景) ・必要に応じて複数方向から撮影すること		
※保管容器を用いて保管する場合は、容器の全体が写った写真を添付すること		
※申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること		
		撮影 ○○年 ○月○○日

<input type="checkbox"/> 掲示板・保管施設全景・ <input type="checkbox"/> 保管施設近景	保管 品目	木くず(保管場所③)
※次の(1)～(3)の写真を添付すること。ただし、掲示板が作成されていない場合は、写真の代わりに掲示板の予定図を別途添付してもかまいません。		
(1) あてはまるものを選択		
※変更許可によって保管施設に変更が生じる場合には、変更が生じる箇所の写真が必要		
③管理者の氏名、連絡先、(管理を担当する者の氏名、電話番号) ④保管可能量(保管上限) ⑤最大積み上げの高さ(屋外で容器を用いない場合)		
(2) 保管施設全体が確認できる写真(少し離れた位置から全景を撮影したもの) ・複数方向から撮影すること		
(3) それぞれの保管場所が特定できる写真(保管施設の近景) ・必要に応じて複数方向から撮影すること		
※保管容器を用いて保管する場合は、容器の全体が写った写真を添付すること		
※申請日から3ヶ月以内に撮影されたものであること		
		撮影 ○○年 ○月○○日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額(千 円)	
事業の開始に要する 資金の総額	〇〇〇〇〇千円	
土 地	〇〇〇〇〇千円	
事 務 所	〇〇〇〇〇千円	
収集運搬車両	〇〇〇千円	
積替保管施設	〇〇〇千円	
調 達 方 法	自 己 資 金	〇〇〇〇〇千円
	借 入 金	〇〇〇〇〇千円
	(借入先名)	〇〇銀行
		〇〇信用金庫
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

## 事業の開始に要する資金等について

本事業の実施については、現事業における現有体制(資金、人員、車両及び施設)で十分運営可能であります。

従って、新たな資金等の調達は必要ありません。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

申請者

住 所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号

氏 名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 松山 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			〇〇年〇月〇〇日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	<b>普通預金</b>		<b>〇〇〇〇千円</b>
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	<b>宅地</b>	<b>〇〇筆</b>	<b>〇〇〇〇〇千円</b>
建 物	<b>アパート</b>	<b>〇棟</b>	<b>〇〇〇〇〇千円</b>
備 品			
車 両	<b>自家用車</b>	<b>1台</b>	<b>〇〇〇千円</b>
	<b>トラック</b>	<b>1台</b>	<b>〇〇〇千円</b>
そ の 他			
資 産 計			<b>〇〇〇〇〇千円</b>
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	<b>〇〇銀行借入</b>		<b>〇〇〇〇千円</b>
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			<b>〇〇〇〇千円</b>

※1 個人の場合に記載すること

※2 なお、直前3か年の損益状況を添付すること



## 長期財務計画表

(単位:千円)

計 画		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売上高 A						
売上原価 B						
売上総利益 C(A-B)						
販売 管理 費	役員報酬					
	給与手当					
	法定福利費					
	減価償却費					
	賃貸料					
	燃料費					
	修繕費					
	その他					
	合計 D					
営業利益 E(C-D)						
営業外利益 F						
営業外費用 G						
経常利益 H(E+F-G)						
累積利益						

この欄に、一番新しい事業年度の「貸借対照表」の「利益剰余金」の額に、上欄の「経常利益H」の額を加えた金額を書くこと。

## (注 意)

- 経費の節減は、具体的にどうするのかを記載すること。また、販売管理費において節減する項目が表に無い場合は、項目を追加するなどして表で確認できるようにすること。
- 売上高を伸ばした計画にしている場合には、その理由を記載すること。
- 累積欠損が表にて改善されない場合には、当該法人の借入れの返済や資金が不足する場合には、個人資産を投入する旨の役員等の誓約書(役員等の固定資産税評価証明書等資産の確認できる書面も添付すること)等、法人継続の担保となる書面を添付すること。
- 直前3年間に経常損失が生じている場合は、損失となった理由を記載すること。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

申請者

住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇開発株式会社

代表取締役 松山 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

## 立 地 基 準 誓 約 書

本申請(届出)に係る産業廃棄物の積替え保管行為に供する施設は、松山市産業廃棄物適正処理指導要綱(平成10年要綱第34号)第9条の規定に基づく「積替え保管施設及び処理施設の立地に関する基準(以下「基準」という。)」にて定めた別紙2の事項を全て満たしていることを誓約いたします。

1. 積替え保管施設設置場所が次に掲げる地域ではないこと。ただし、各法令に基づく手続を経て、設置可能なものについては、この限りでない。

(ア) 自然公園特別地域

自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21条第1項に基づき愛媛県知事(以下「知事」という。)が指定した地域をいう。

(イ) 自然環境保全地域特別地区

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項に基づき環境大臣が指定した地域又は愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)第21条第1項に基づき知事が指定した地域をいう。

(ウ) 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に基づき環境大臣又は知事が指定した地域をいう。

(エ) 特別緑地保全地区

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に基づき知事が定めた地区をいう。

(オ) 風致地区

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に基づき知事が定めた地区をいう。

(カ) 保安林及び保安林予定森林

森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林及び第29条又は第30条の2第1項の規定により指定された保安林予定森林をいう。

(キ) 保安施設地区及び保安施設地区予定地区

森林法第41条第1項に基づき農林水産大臣が指定した地区及び指定予定地区をいう。

(ク) 河川区域

河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する区域をいう。

(ケ) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に基づき知事が指定した区域をいう。

(コ) 砂防指定地

砂防法(明治30年法律第29号)第2条に基づき国土交通大臣が指定した土地をいう。

(サ) 地すべり防止区域

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に基づき主務大臣が指定した区域をいう。

(シ) 海岸保全区域

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項に基づき知事が指定した区域をいう。

(ス)松山市市街化調整区域の整備・保全の方針中「開発行為を認めない区域の方針」に定めた区域(開発行為を認めない区域は以下の①～⑩である。)

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- ② 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区
- ③ 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域
- ④ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の規定により流通業務団地の都市計画の定められている土地の区域
- ⑤ 農地法(昭和27年法律第229号)による農地転用が許可されないと見込まれる農地
- ⑥ 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区予定地
- ⑦ 保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)に規定する保安林整備計画に基づく保安林指定計画地
- ⑧ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)の指定地域
- ⑨ 自然公園法(昭和32年法律第161号)の特別地域
- ⑩ その他市長が保全・抑制する必要があると認める区域

2. 次の事項に十分留意すること。

- (ア)河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (イ)大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (ウ)地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれのないこと。
- (エ)隣接する道路、河川、水路等の公共施設に影響を与えるおそれのないこと。
- (オ)上水道及び簡易水道等の水源への影響のおそれがないこと。

3. 積替え保管施設設置場所に係る次の承諾が得られていること。

- (ア)積替え保管に係る土地の使用権限が得られ、かつ取り扱う産業廃棄物の種類、積替え保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られていること。
- (イ)積替え保管に係る土地までの搬出入道路(国道、県道及び市町村道を除き該当する道路がある場合。)の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られていること。

(宛先)松山市長

同時申請(届出)に関する申立書

原本を添付した申請書等の  
名称を記入してください。

本申請(届出)書における下記の添付書類につき、〇〇年 〇月 〇〇日付で  
貴市に提出いたしました「**産業廃棄物収集運搬業許可申請書**」に係る書類に添付した  
ものと共通しておりますので、事務処理の簡素化と経費節約のため、本申請(届出)  
書には添付を省略させていただきたく、その旨申し立てます。

記

① **履歴事項全部証明書**

---

② **登記されていないことの証明書**

---

③

---

④

---

住 所: **愛媛県松山市〇〇町〇番〇号**

氏 名: **〇〇開発株式会社**

**代表取締役 松山 太郎**

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

## 原本認証に関する申立書

当申請書又は届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

住所、氏名又は名称、  
法人の場合は代表者の氏名

住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号  
氏名 〇〇開発株式会社  
代表取締役 松山 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

## 同一の場所であることの申立書

当方の事業所等として使用している下記については、表示は異なりますが同一の場所であることを申し立ていたします。

記

住居表示上: 松山市〇〇町〇番〇号

登記簿上: 松山市〇〇町〇〇番地

登記簿どおりに記入してください。

〇〇年〇月〇〇日

(宛先)松山市長

住所、氏名又は名称、  
法人の場合は代表者の氏名

住所 愛媛県松山市〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇開発株式会社

代表取締役 松山 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)